生駒市教育委員会訓令甲第1号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 1 9 年 5 月 3 0 日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程の一部を改正する訓令

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程(昭和47年12月生駒市教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「就園奨励事業」の次に「(以下「就園奨励事業」という。)」を加える。

第2条中「6月20日」の次に「(園児が年度の途中において就園奨励事業の対象となる場合にあっては、生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める日)」を加え、「公立幼稚園」を「市立幼稚園」に改める。

第3条第1項中「6月30日」の次に「(年度の途中において就園奨励事業の対象となる園児に係るものにあっては、教育委員会が定める日)」を加え、「生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「前項の調書提出のとき」を「教育委員会に調書を提出する際には、」に改める。

第4条中「前条」を「調書及び補助金交付申請書」に、「公立幼稚園長」を「市立幼稚園の園長」に改める。

第5条中「前条」を「補助金認定通知書」に改め、「12月31日」の次

に「(年度の途中において就園奨励事業の対象となる園児に係るものにあっては、教育委員会が定める日)」を加える。

様式第1号中「公立」を「市立」に、「6月1日現在」を「月日日現在」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。